

## 工作実習室及び、塗装室（1号棟1階）利用規則

### 1. 担当教員および連絡先

小野健太（居室：1号棟302、メール：k-ono@faculty.chiba-u.jp、電話：043-290-3113）

### 2. 使用時間

月曜から金曜の9:30～18:30までとする。土曜、日曜、祝祭日の使用は禁止する。

但し、担当教員の業務等の都合から、上記時間内でも利用できない場合がある。

### 3. 入退室と清掃

- 1) 工作実習室及び、塗装室を利用する際は、1-302で利用簿に所定の事項を記入し鍵を借りる。鍵は、開錠後すみやかに返却する。作業終了後の施錠時には改めて鍵を借りることとし、作業中に鍵を所持したままにしないこと。  
すでに鍵が開いている場合でも、必ず、1-302にて利用簿に所定の事項を記入すること。  
なお、授業で使用する場合はこの限りではない。
- 2) 工作実習室の2号棟側の大扉は使用禁止とし施錠したままとする。どうしても使用せざるを得ないときは担当教員に申し出ること。
- 3) 工作実習室の清掃および後始末
  - ・作業後は毎回テーブル、床などを清掃し、ゴミを捨てに行くこと。ゴミを室内に放置してはならない。
  - ・特にインダストリアルクレイは床に付着しそのままにすると、除去が困難になるので、使用后直ちに清掃すること。（クレイは可燃ごみ扱い）
  - ・スチロールカッターは退出時プラグをコンセントから抜くこと。クレイオープンも長期間使用しないときは同様とする。
  - ・プロジェクター、エアコン、ガスファンヒーター、照明等のスイッチを必ずオフにすること。
  - ・窓と扉を施錠し退出する。
- 4) 塗装室の清掃および後始末
  - ・作業後は毎回テーブル、床などを清掃し、ゴミを捨てに行くこと。特にスプレー缶や塗料、溶剤、パテ等の放置は絶対にせず、各自必ず持ち帰る。
  - ・乾燥中の作品には学年、氏名を明記し、乾いたら直ちに持ち帰ること。
  - ・床や机に付着した塗料は、必ず溶剤で拭き、きれいにする。但し机自体の塗料が剥がれないように溶剤の濃度を希釈して実施すること。
  - ・エアブラシは、使用后、塗料を溶剤で洗い流し、次に速やかに使えるようにしておくこと。
  - ・塗料等、溶剤を含む薬物は水道のシンクに流してはいけない。余った塗料などは原則、持ち帰る。少量でどうしても廃棄する場合は紙などに含ませて捨てる。
  - ・コンプレッサーは、使用後はコンセントからプラグを抜くこと。
  - ・エアコン、照明等のスイッチを必ずオフにすること。
  - ・窓と扉を施錠し退出する。

#### 4. 作業時の服装

- 1) 作業服／長袖（つなぎ服、オーバーオール、サロペット）が望ましい
- 2) 作業靴（作業に適したしっかりとした靴）ヒールの高い靴やサンダルは不可
- 3) 保護メガネ（粉塵、切り粉の出る作業時）
- 4) 防塵マスク（粉塵の出る作業時）
- 5) 防毒マスク（パテ、ポリエステル等化学物質使用時）
- 6) 耐溶剤性手袋（溶剤などを扱う場合）

※工作機械等を使用しない場合はこの限りではない。

#### 5. スチロールカッター、乾式塗装ブースの使用方法について

- 1) スチロールカッター、乾式塗装ブースを使用する場合は必ず教員の講習を受けてから使用すること。
- 2) 備品、および工具は工房の外へ持ち出さないこと。
- 3) 工作実習室では筆記用具、定規、手工具（ドライバー、ペンチ、カッターナイフ等）等の貸出は一切行なっていない。各自用意すること。

#### 6. ポリエステルパテ、FRPなどの有機溶剤を含む薬物の使用について

- 1) 塗料のみならず、ポリエステルパテ、FRPなどの有機溶剤を含む薬物の使用は、塗装室に限定し、工作実習室、工房、屋外では原則禁止する。
- 2) 塗装室でポリエステルパテや有機溶媒など化学物質を扱う場合は、防毒マスクと保護メガネ、保護手袋を着用すること。
- 3) ポリエステル樹脂に硬化剤や促進剤を入れる場合は、その順番や量を間違えると爆発的に反応し発火することがある。製品の注意事項を良く読み、慣れない作業は教員に相談すること。  
※反応時に出る有毒ガスやシンナーなどの溶媒、またヤスリがけの時に出る粉塵は呼吸器障害や化学物質過敏症の引き金にもなります。自分だけではなく周りにも危険にさらしていることを自覚してください。

#### 7. 金属の溶接、グラインダー等の火花の出る金工作業について

- 1) 工作実習室、及び塗装室では金属の溶接、グラインダー等の火花の出る金工作業は、塗料や溶剤などへの引火の危険があるため禁止とする。

#### 8. 地震・事故等の発生時の対応について

- 1) 地震による揺れを感じた場合には、直ちに工作機械等の電源を切り使用を中止すること。
- 2) けがをした場合には、速やかに総合安全衛生管理機構（9:30～17:00）に行き処置を受けると共に、教員に報告すること。
- 3) 周りの学生は、けが人の総合安全衛生管理機構への移動・搬送や教員への連絡を補助すること。
- 4) 手指切断など重傷の場合は救急車（119）を呼び、正門の守衛所（内線 2110）に連絡する。
- 5) 緊急連絡先電話番号などは掲示してあるので事前に確認しておくこと。

## **9. 禁止事項**

- 1) 備え付けの工具以外の火気の使用
- 2) 飲食および喫煙
- 3) 私物の放置
- 4) 中庭での塗装作業
- 5) その他、教員の指示による事項

## **10. 規則に従わない場合の措置**

以上の規則に抵触した場合、それ以降1年間の工実習作室及び塗装室の使用を一切認めない。

### **参考) 工作実習室にある主な設備**

- 1) スチロールカッター：スタイロフォーム、発泡スチロール等の切断に使用。
- 2) クレイオーブン：インダストリアルクレイの軟化のための加熱及び、保温を行う。
- 3) プロジェクター：授業及びプレゼンテーションに使用。

### **参考) 塗装室にある主な設備**

- 1) 乾式塗装ブース：塗装作業時必ず稼働し、溶剤がブース内にこもらないようにする。  
また外部に塗料がそのまま排出されないよう、換気及びフィルターの役割りをする。
- 2) エアーブラシ：塗装に使用。
- 3) コンプレッサー：エアーブラシに圧縮空気を送り込み機能させる。